

平成21年10月29日判決言渡

平成18年(ホ)第3198号 各損害賠償等, 合祀絶止等請求控訴事件

判 決 要 旨

第1 判決主文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、大韓民国（韓国）国籍を有する控訴人らが、被控訴人国が靖国神社に対し第2次世界大戦に動員され死亡した控訴人らの被相続人を戦没者として通知したことは、控訴人らの民族的人格権等を侵害し、名誉を毀損するなどとして、被控訴人国に対し、次の(1)から(7)まで及び(9)の請求を、被控訴人独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に対し、次の(8)及び(9)の請求をする事件である。

- (1) 靖国合祀に係る戦没者通知撤回請求及び損害賠償請求
- (2) 遺骨返還請求, 死亡状況説明請求及び損害賠償請求
- (3) 徴兵・徴用及び戦地配備, 戦闘行為, 労働の強制についての損害賠償請求
- (4) 徴兵・徴用その他戦争に関連する死亡, 傷害についての損害賠償請求
- (5) 給与等の未払金の支払請求及び未払金に係る損害賠償請求
- (6) B, C級戦犯に係る損害賠償請求
- (7) シベリア抑留期間中の未払賃金請求及び抑留についての損害賠償請求
- (8) 軍事郵便貯金に係る損害賠償請求
- (9) 謝罪文の交付及び謝罪広告請求

2 これに対し、被控訴人らは、控訴人らの請求は、いずれも法的根拠を欠くものであるし、何らかの法的根拠を有するものであるとしても、「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」（昭和40年条約第27号, 日韓請求権協定）及び「財産及び請求権に関

する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第2条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律」(昭和40年法律第144号, 同年12月18日施行。措置法)によりいずれも請求の根拠を失っているとし, これらが違法ないし無効ということはないなどと主張して, 争った。

第3 当裁判所の判断

1 控訴人らの請求のうち, 上記第2の1(2)(物権的請求権に係るものを除く。)から(9)までの各請求は, 日韓請求権協定等が適用されるから, 各主張に係る実体権の存否について検討するまでもなく, 理由がないというべきである。

2 物権的請求権に基づく遺骨返還請求について

遺骨返還請求のうち物権的請求権に基づくものについては, 国が遺骨を占有していることを認めるに足りる証拠がないから, 理由がない。

3 靖国合祀に係る戦没者通知撤回請求及び損害賠償請求について

(1) 国の合祀行為へのかかわり

国は, 昭和31年から昭和52年までの間, あくまで憲法の政教分離原則に違反しない範囲内で最大限の協力をするという考え方の下に, 靖国神社が主体的に行う合祀事務に関与していたものとみられる。控訴人らは, 国が, 靖国神社と一体となり, むしろ主導して, 合祀を行ったものであると主張している。しかし, 被控訴人国は, 靖国神社からの要請に応じて, 行政機関において把握ないし収集し得る客観的な情報の提供を, 他の国民の要請に対する協力と同様の考え方にに基づき, しかしながら, 事務量が膨大であることなどから, 予算を取り要綱を定めて組織的に長期間にわたり行っていたものであり, その情報を用いて合祀を決定していたのは靖国神社であると認められる。したがって, 一部に「照会に対する最大限の好意的回答事務」という枠を超える担当者らの言動等がみられるが, 国が靖国神社と一体となって, あるいは国が主導して, 合祀を行ったと認めることはできない。

(2) 政教分離原則との関係

国が靖国神社に対し戦没者情報を通知した行為は、宗教とかかわり合いのある行為であるが、合祀という宗教行為とその候補者の客観的情報の収集と提供という行為とは、性質の異なる別個の行為として区別することができ、国の行った後者の行為には宗教的意義はなく、特に手厚く靖国神社を支援したものと断定し難いことなどを総合的に考慮し、社会通念に従って、客観的に判断すれば、憲法20条3項に違反する宗教的活動に当たるということはできない。

- (3) 以上によれば、靖国合祀に係る戦没者通知撤回請求及び損害賠償請求は、控訴人らが主張するような人格権を有しているかどうかなど、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

東京高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官大橋寛明 裁判官辻次郎 裁判官石栗正子